



福島医発第1264号(地)

平成27年 8月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

病院・有床診療所と自宅が同一建物の場合の
スプリンクラー設置の取り扱いについて（至急のお願い）

今般、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会より周知方依頼がありましたのでお知らせいたします。

さて、別添の消防庁通知（昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号）では、令別表対象物（病院・有床診療所）の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう）の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合（小さい場合であっても、病院・有床診療所部分の床面積が50㎡を超える場合も対象となります）は、当該防火対象物は令別表対象物に該当し、一般住宅部分にもスプリンクラー等の設置が必要であるとされています。

日本医師会としては、自宅部分へのスプリンクラー設置は負担が大きく（厚生労働省「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の対象外）、無床化を加速させ地域の医療提供体制に影響を及ぼすおそれがあるため、本件の取り扱いについて、全国有床診療所連絡協議会とともに消防庁、厚生労働省と協議をしております。

一方、平成26年度補正予算のスプリンクラー等施設整備事業につきましては、病院186か所、有床診療所728か所に内示が出されております。

このため、本通知では下記の点につきまして、病院・有床診療所への注意喚起をお願いする次第であります。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

- ・病院・有床診療所と自宅が同一建物の場合には、自院の設置計画等を再確認していただくとともに、現在取り扱いを協議中であることにご留意いただくこと。

- ・スプリンクラー設置後に消防署から不備を指摘されるケースも出ているため、業者だけでなく、契約・設置前に地元の消防署に必ず相談・確認していただくこと（例 水道連結型スプリンクラーの設置要件に該当しない施設に設置したケース等）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知につきましてご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本件について福岡県有床診療所協議会へ本会より直接通知しておりますことを申し添えます。

(地 I 132)

平成 27 年 7 月 29 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦



病院・有床診療所と自宅が同一建物の場合の
スプリンクラー設置の取り扱いについて（至急のお願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

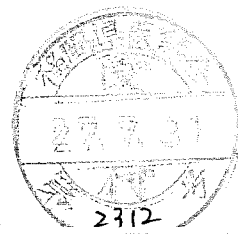
さて、病院・有床診療所におけるスプリンクラーの設置につきましては、平成 27 年 4 月 2 日（地 I 5）の文書等をもってご連絡しておりますが、本会では現在、病院・有床診療所と自宅が同一建物である場合のスプリンクラー設置の取り扱いについて、消防庁、厚生労働省と協議を行っているところです。

消防庁通知（昭和 50 年 4 月 15 日付消防予第 41 号・消防安第 41 号）では、令別表対象物（病院・有床診療所）の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう）の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合（小さい場合であっても、病院・有床診療所部分の床面積が 50 m²を超える場合も対象となります）は、当該防火対象物は令別表対象物に該当し、一般住宅部分にもスプリンクラー等の設置が必要であるとされています。

本会といたしましては、自宅部分へのスプリンクラー設置は負担が大きく（厚生労働省「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の対象外）、無床化を加速させ地域の医療提供体制に影響を及ぼすおそれがあるため、本件の取り扱いについて、全国有床診療所連絡協議会とともに消防庁、厚生労働省と協議をしております。

一方、平成 26 年度補正予算のスプリンクラー等施設整備事業につきましては、病院 186 か所、有床診療所 728 か所に内示が出されております。

このため、下記の点につきまして、病院・有床診療所への注意喚起をお願いする次第であります。



- ・病院・有床診療所と自宅が同一建物の場合には、自院の設置計画等を再確認していただくとともに、現在取り扱いを協議中であることにご留意いただくこと。
- ・スプリンクラー設置後に消防署から不備を指摘されるケースも出ているため、業者だけではなく、契約・設置前に地元の消防署に必ず相談・確認していただくこと（例 水道連結型スプリンクラーの設置要件に該当しない施設に設置したケース等）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、大変お手数をおかけいたしますが、平成26年度補正予算の内示先の病院・有床診療所に対する至急の周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付 >

- ・消防庁通知「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」
- ・平成26年度補正予算 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業採択額等一覧
- ・平成26年度補正予算 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業内示リスト（厚生労働省提供）

消防予第 41 号・消防安第 41 号

昭和 50 年 4 月 15 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防庁安全救急課長

令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて

改正 昭和 59 年 3 月消防予第 54 号、平成 15 年 2 月消防予第 54 号・消防安第 7 号、27 年 2 月消防予第 81 号

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 第 2 項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第 1 (1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 消防法施行令（以下「令」という。）第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。
 - (1) 令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同じであること。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。
 - (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
 - (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、

便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の 90 パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分 (令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。) の用途に供される部分を除く。)

2 一般住宅 (個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。) の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記 1 によるほか、次により取り扱うものであること。

- (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

H26'補正予算(H27'繰り越し分) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

①国庫補助採択率

(単位:百万円、件)

区分	スプリンクラー			自動火災報知			火災通報装置			計		
	申請額 (件数)	国庫補助 予定額 (件数)	採択率	申請額 (件数)	国庫補助 予定額 (件数)	採択率	申請額 (件数)	国庫補助 予定額 (件数)	採択率	申請額 (件数)	国庫補助 予定額 (件数)	採択率
有床診療所	13,409 (728)	13,409 (728)	100.0%	10 (11)	10 (11)	100.0%	66 (218)	66 (218)	100.0%	13,485 (957)	13,485 (957)	100.0%
病院	21,547 (635)	5,672 (186)	26.3%	2 (2)	2 (2)	100.0%	5 (15)	5 (15)	100.0%	21,554 (652)	5,678 (203)	26.3%
助産所	9 (1)	9 (1)	100.0%	9 (15)	9 (15)	100.0%	6 (20)	6 (20)	100.0%	23 (36)	23 (36)	100.0%
計	34,964 (1,364)	19,089 (915)	54.6%	21 (28)	21 (28)	100.0%	76 (253)	76 (253)	100.0%	35,061 (1,645)	19,186 (1,196)	54.7%

②国庫補助カバー率

(単位:百万円)

区分	スプリンクラー			自動火災報知			火災通報装置			計		
	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率
有床診療所	17,987	13,409	74.5%	31	10	32.5%	85	66	77.2%	18,103	13,485	74.5%
病院	7,051	5,672	80.4%	32	2	6.4%	8	5	59.8%	7,091	5,678	80.1%
助産所	10	9	83.0%	10	9	86.5%	7	6	83.4%	28	23	84.4%
計	25,048	19,089	76.2%	73	21	28.5%	100	76	76.3%	25,222	19,186	76.1%

③国庫補助カバー率(再掲)スプリンクラー型別

(単位:百万円)

区分	通常型			パッケージ型			水道連結型			計		
	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率	総事業費	国庫補助 予定額	国庫補助 カバー率
有床診療所	5,559	4,242	76.3%	9,235	6,401	69.3%	3,193	2,766	86.6%	17,987	13,409	74.5%
病院	3,590	2,859	79.6%	3,301	2,677	81.1%	160	136	85.4%	7,051	5,672	80.4%
助産所	-	-	-	-	-	-	10	9	83.0%	10	9	83.0%
計	9,149	7,101	77.6%	12,536	9,077	72.4%	3,363	2,911	86.5%	25,048	19,089	76.2%